

# 町田市市制50周年記念事業実行委員会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、町田市市制50周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、町田市市制50周年記念事業（以下「記念事業」という。）の積極的かつ円滑な推進を図るため必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 記念事業の企画及び実施に関すること
- (2) その他目的を達するために必要な事項に関すること

## 第2章 組織

(構成)

第4条 実行委員会は、第3条の目的に賛同する機関又は団体が推薦した構成員（以下「委員」という。）によって構成する。

(役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 委員長は、町田市長をもって充てる。

2 その他の役員は、委員長が総会の同意を得て、委員のうちから選任する。

(役員職務)

第7条 委員長は、実行委員会を代表し会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ

め委員長が定めた順序でその職務を代理する。

3 監事は、会計を監査する。

(委員等の任期)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、実行委員会の目的が達成されるまでとする。ただし、委員等がそれぞれの所属する機関又は団体の役職を離れたときは、その時点で委員等の職を失い、後任者が残任期間を務めるものとする。

2 委員長は委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。

### 第3章 会議

(総会)

第9条 総会は、委員長及び委員をもって構成し、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 記念事業に係る基本的事項に関すること

(2) 会則の制定及び改廃に関すること

(3) 予算及び決算に関すること

(4) その他重要な事項に関すること

2 総会は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員長がその議長となる。

3 総会は、委員の過半数の出席がなければ、開会し議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

4 総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### 第4章 委員長の専決処分

(委員長の専決処分)

第10条 委員長は、総会を開催するいとまがないと認めるとき、又は総会の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分すること

ができる。

- 2 委員長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、その承認を求めなければならない。

## 第5章 事務局

(事務局の設置)

第11条 実行委員会の事務を処理するため、町田市役所内に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
- 3 その他事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 第6章 予算、財務及び会計

(歳入歳出予算)

第12条 実行委員会の予算は、町田市の負担金及びその他の収入をもって歳入とし、実行委員会の事業に要するすべての経費をもって歳出とする。

- 2 町田市の負担金の額は、町田市の予算の範囲内とする。

(会計)

第13条 実行委員会の財務及び会計について必要な事項は委員長が別に定める。

(会計年度)

第14条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 補則

(解散)

第15条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

- 2 解散するときの収支決算において剰余金または欠損金が生じたときは、総会でその処分を決定する。

(補則)

第16条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

(施行日)

この会則は、2007年11月28日から施行する。